

携帯端末に係る登録修理業者制度（概要）

概要

- 現在、携帯電話端末の修理をする場合は、製造業者等に修理を依頼することが一般的。しかし、スマートフォンの急速な普及などに伴い、製造業者等以外の**第三者である修理業者が修理や交換を行う事例も表れている**ところ。
- このような修理業者が修理を行おうとする場合、①修理業者は**変更の工事に該当するか不明確**、②製造業者に**第三者の修理した無線設備が持ち込まれる**、③利用者は**修理業者の信頼性が判断できない**、といった**問題点が指摘**されている。
- このため、修理の方法が適正で、修理された無線設備について技術基準への適合性を確認できる修理を行う業者は**総務大臣に登録を行うことを可能とし、変更の工事に該当しない範囲であることを明確にする**とともに、修理を行った主体を**明確化する**。

製造業者等（工事設計について認証を受けている者等）

- **工事設計認証を受けた製造業者等が、その工事設計に係る無線設備について修理を行う場合には、製造業者に義務（当該無線設備をその工事設計に合致させ、検査を行わなければならないなど）が課せられる。**
- このため、製造業者等が**修理を行う場合、この義務により技術基準適合性が維持された修理が行われる。**

認証取扱業者に課される主な規律

- 工事設計合致義務
- 検査記録の保存
- 改善命令
- 報告徴収・立入検査、無線設備の提出
- 表示の禁止

製造業者等と契約等が無い修理業者

- **修理を行うことは可能。**

当該修理業者に課される主な規律

- **電波特性に影響のある変更の工事を行った場合に、技適マークの除去義務※（罰則有り）。** ※ 技適マークが除去された無線設備を所要の手続なしに使用した場合は**不法開設無線局**となる（罰則有り）。

新設

登録修理業者

- **登録した方法に従い修理及び確認を行わなければならないとされており、その場合、技適マークの再表示が可能のほか、修理した旨の表示義務が課される。**

登録修理業者に課される主な規律

- 登録した修理方法書への合致義務
- 検査記録の保存義務
- 修理をした旨の表示義務
- 改善命令
- 報告徴収・立入検査、無線設備の提出
- 登録の取り消し

登録修理業者制度導入の効果

- 製造業者等によるこれまでの修理に加え、登録修理業者による修理も**選択可能となり、利用者の選択肢が拡大。**
- 無線設備の**修理業務全体の適正な実施の確保**により電波の利用者全体の利益の確保に資する。